

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業縮小等を余儀なくされた観光事業者等に対し、こうした影響への対策として実施した事業に係る経費の一部を補助する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所等の事業拠点を有し、観光客に直接サービスを提供する中小企業で、売上高が前年に比して減少している又は減少が見込まれる者
- (2) 主たる住所を市内に設けている又は団体の構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている観光関連の業界団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (5) 当協会が助成金を交付するにあたり、当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(交付の対象)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

3 第10条に基づく実績報告において、第6条に基づき行う申請の内容と著しく差異があ

るときは、補助金を交付しない場合がある。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の4分の3以内とし、一事業者あたり300,000円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当協会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- (2) 補助対象経費に4分の3を乗じた額
- (3) 一事業者あたりの上限額

(交付の申請)

第6条 補助金の申請は、別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類によって行わなければならない。

- (1) 交付申請書（事業計画）（第1号様式）
- (2) 交付申請書（収支予算書）（第2号様式）

(審査)

第7条 当協会は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、また必要に応じ補助対象者の施設等の実地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第8条 当協会は、申請を受け付けた日から、30日以内に交付又は不交付を決定し、交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 当協会は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(中止又は廃止の届出)

第9条 事業の中止又は廃止による届出は、中止・廃止届出書（第5号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業完了後、別に定める期間内に領収書等の証拠資料を添付の上、事業実績報告書（第6号様式）及び収支決算書（第7号様式）を当協会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 当協会は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象者の施設等の実地確認等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適

合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 当協会は、前項に規定する補助金の額の確定を行った後、補助金の精算を行うものとする。

（交付額の返還請求）

第12条 補助金交付後、補助対象者の請求に不正があったと認められた場合、補助金の一部又は全額を返還するものとし、補助対象者は当協会の請求に応じ、当該額を返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、当協会会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

補助対象事業	補助対象経費
（1）観光客と京都の観光を支える観光事業者の安心安全を確保するための事業	施設等の消毒や清掃、衛生対策のための消耗品や備品の調達等に必要な経費
（2）今般の危機的状況を乗り越えるために実施する事業	売上向上や消費喚起に向けた事業等の実施に必要な経費
（3）回復期を見据えた事業継続のために実施する事業	受入環境の整備、販路開拓、生産性の向上の取組、地域と調和した事業等の実施に必要な経費





令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金 交付決定通知書

様

公益社団法人 京都市観光協会  
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市観光事業者等緊急支援補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付予定額	円
備考	
補助の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。</li><li>2 実施に当たっては、令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市観光事業者等緊急支援補助金要綱の定めを遵守してください。同要綱に違反した場合、又は京都市観光協会（以下、「当協会」という。）が補助金申請に不正があったと判断した場合は、補助金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。</li><li>3 同要綱第 10 条に基づく実績報告において、同要綱第 6 条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合があります。</li><li>4 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、当協会に所定の様式（第 5 号様式）で届け出を行ってください。</li></ol>

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金 不交付決定通知書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会  
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで申請のあった令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市観光事業者等緊急支援補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補助申請額	円
不交付の理由	

令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金 中止・廃止届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名及び代表者氏名 (記名押印又は署名)	印

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

令和 年 月 日付け第 1 号様式「事業計画申請書」で申請した令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市観光事業者等緊急支援補助金における事業について、中止・廃止いたしますので届け出ます。

記

交付申請額 又は交付予定額	円
中止・廃止の理由	

令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金 事業実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名及び 代表者氏名 (記名押印又は署名)	印

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

記

実施した事業の内容 及び効果	
交付請求額 (収支決算書の(G)欄の額)	円
振込先	金融機関名 : 支店名 : 支店 種別 : 普通 当座 口座番号 : (フリガナ) 口座名義 :

**令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金 事業実績報告書（収支決算書）**

令和 年 月 日

1 事業経費 (単位：円)

項目	支出先	税別金額	消費税額
合 計		(C) 円	円

※消費税は補助対象外のため、税別（本体価格）の金額を記入してください。

※領収書等の事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類及び実施状況がわかる写真等を添付してください。

2 収入（※国，府，他団体等からの補助金等がある場合のみ，ご記入ください。）

補助金名	補助金交付（予定）額
<input type="checkbox"/> 中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金【京都府】	円
<input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金（一般型）【中小企業庁】	円
<input type="checkbox"/> その他（ ）	円
合 計	(D) 円

3 交付請求額

(C) 円	-	(D) 円	=	(E) 円
(C) 円	×	3/4	=	(F) 円

交付請求額：(E)，(F)，30万円のうち、最も低い額 (G) 円

以下のとおり誓約します。

- 第6号様式及び第7号様式の記載事項に偽りありません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は，本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。

社名・団体名

代表者氏名

第 8 号様式

令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
京都市観光事業者等緊急支援補助金 確定通知書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会  
会長 ○○ ○○

令和 年 月 日付け第 6 号様式「事業報告書」で請求のあった令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市観光事業者等緊急支援補助金について、下記のとおり交付額が決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
備 考	交付後、令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う京都市観光事業者等緊急支援補助金要綱に違反したことが判明した場合、又は京都市観光協会が補助金請求に不正があったと判断した場合は、補助金の一部又は全額の返還請求を行う場合があります。